

トラブルなどの情報の公表について

質問内容	回答
「トラブルの想定」はINESの0以下を想定とされている。しかしながら「ウラン試験時におけるトラブル等の公表の考え方」には、放射性物質が法令で定める周辺監視区域外における濃度限度等を越えて放出されたとき」とある。このINESのレベル4の「放射性物質の少量の外部放出」とどう違うのですか。	今回作成した事例はINESレベル0以下に相当するものですが、レベル1以上の事象が発生した場合には、当然、今回お示しした公表の考え方に基づき、公表を行います。なお、当社ではこのような事故を起こさないよう最善を尽くしていますが、INESレベル4の「放射性物質の少量の外部放出」は、現状の安全協定の「異常時における連絡等」の一項目「放射性物質が、法令で定める周辺監視区域外における濃度限度等を越えて放出されたとき」と同等です。
事業進展状況の説明等に関しては、資料の「トラブルなどの情報の公表」だけでは、住民が理解できないと思うのですが、その点はどのようにフォローするのか？	トラブルなどの情報のほか、当社事業の状況については、当社広報誌「新かわら版 青い森青い風」（県内に63万部配布）に掲載するほか、青森市の「日本原燃サイクル情報センター」、六ヶ所村ショッピングモール「リーブ」内の当社PRコーナーに配置し、あわせてホームページに掲載します。 今後とも、様々な機会を通して、皆さまにご説明していきます。
放射性物質の建物内漏えいに対する報告が、2種類（事故トラブル情報扱い、保全情報扱い）あるが、その区分けはどうなっているのでしょうか？	放射性物質の建屋内の漏えいについては、溶接部からの漏えいは「事故・トラブル情報」として公表します。配管の継手部からの軽度な放射性物質の漏えいで、継手部の増し締めなどにより、速やかに復旧した場合は、「保全情報」として区分けしています。
微細な事象をはじめとするトラブル発生時の情報公開のあり方について、すべてを公表することが、安全性への理解度を高める意味で有効的手段なのか疑問とするところであり、むしろ不安を増幅させていくのではないかと考えます。従いまして、そのあり方について内部的な議論にとどまることなく、地域との一貫した共通認識の開発に取り組む必要性を感じるところであります。	再処理工場は規模の大きな化学工場でもあることから、先行施設でも軽微な故障・不具合が多数発生しています。このような軽微な故障・不具合は、いずれも環境への影響がないものです。 今後、当社では、情報の透明性の確保を図るため、このような軽微な故障・不具合も含め、トラブル情報を積極的に公表していく所存です。 このため、多くの情報を公表していくことから、法令に基づく報告対象の事故、安全協定に基づく報告対象の事故、火災などが発生した場合は速やかに公表します。また、ウラン試験以降、安全に係らない軽度機器故障などもホームページで公表します。また、トラブル以外にも、保守などの作業状況についても、月毎に集約してホームページで公表します。
トラブル等の状況について幅広く公表していくということだが、何でもかんでもトラブルと報道されることのない様、我々住民に対し安心感を与えるような公表の工夫が必要ではないか？	このように発生した事象が重大なのかどうか、環境への影響や運転への影響などを整理し、3つの情報区分を設け、地域の皆さまに、できる限り分かりやすい形で、お知らせします。 なお、引き続き、地域会議などを通じて、地域の皆さまのご意見などもお聞きし、必要に応じて適宜改善していきたいと考えています。